

## 生活交通確保維持改善事業計画などについて

### 【前提】

見附市コミュニティバス（B・B2 通常ルート）及び路線バス（一部）については、国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」などを活用しながら運行しています。

令和6年度も同補助金の支援を受けるために、以下の項目について作成・見直しするものです。

### 1. 『見附市地域公共交通計画』の見直しについて

現在の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」の規定に照らし合わせて、現計画の内容で不足する部分を追加するもの。なお、施策や目標値などの計画の基本的な方向性については変更ありません。

補助要綱に基づき追記が必要な内容	修正箇所
補助システムの明示とそれぞれの事業内容や実施主体の記載	(P45) 市公共交通イメージ図の判例に追記
地域公共交通確保維持事業の必要性	(P46,47) 現在支援を受けている「路線バス」、「コミュニティバス」の必要性に関するページを追加
計画全体の定量的な目標に関する評価手法等（計算方法）の記載	(P68) 評価指標で掲げている「⑩コミュニティバス見附市負担額」、「⑪デマンド型乗合タクシー見附市負担額」について現況値の設定根拠を追記

※ 計画修正案は資料5-1のとおり

※ 交付要綱と計画の関連表は資料5-2のとおり

### 2. 生活交通確保維持改善計画について

例年作成している標記計画について、コミュニティバスについては令和5年度実績などを反映した内容に修正するとともに、路線バスについては新規に作成。

※ 詳細は資料5-3のとおり（コミュニティバスの修正箇所は赤字部分）